

事務連絡  
令和3年10月19日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構への  
要求等について

現在、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け事務連絡）により、保健・医療提供体制確保計画の策定に向けて地域の関係者と協議を進めていただいているところです。今般、公的病院の専用病床を更に確保するため、独立行政法人国立病院機構（以下「NHO」という。）及び独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）に対し、それぞれ「独立行政法人国立病院機構法第21条第1項に基づく要求について」（令和3年10月19日付け厚生労働省発医政1019第2号。別添1参照。）及び「独立行政法人地域医療機能推進機構法第21条第1項に基づく要求について」（令和3年10月19日付け厚生労働省発医政1019第3号。別添2参照。）により、新型コロナウイルス感染症患者等の最大入院受入数及び確保病床数の増加、臨時の医療施設等への人材供給、都道府県において策定中の保健・医療提供体制確保計画の策定への最大限の協力等について要求を行いました。

また、大学病院や共済病院その他の公的病院に対しても、関連する府省から同様の要請を行っています。

各都道府県におかれましては、これらの内容についてご承知いただき、保健・医療提供体制確保計画の策定に当たりNHO及びJCHO等の各病院と丁寧な協議や必要な支援をいただくとともに、病床の確保や臨時の医療施設等の整備など適切に計画を策定いただきますよう、お願いします。

独立行政法人国立病院機構

理事長 楠岡 英雄 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

( 公 印 省 略 )

### 独立行政法人国立病院機構法第 21 条第 1 項に基づく要求について

日頃より新型コロナウイルス感染症への対応に格段の御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今夏、感染力の強い変異株の流行により、これまでの想定を上回る規模・スピードでの感染拡大が生じたことを踏まえ、現在、各都道府県等に「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」(令和 3 年 10 月 1 日付け事務連絡)を发出し、更なる体制の強化を依頼したところです。また、今般、「『次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像』の骨格」(令和 3 年 10 月 15 日新型コロナウイルス感染症対策本部)が示され、「今般の保健・医療提供体制確保計画策定時には、国立病院機構法・地域医療機能推進機構法に基づく「要求」をはじめ、大学病院や共済病院などへの要請を含め、公的病院に関する国の権限を発動し、公的病院の専用病床をさらに確保する」こととされたところです。

貴殿におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症対策に、多大なる御協力をいただいている中ではありますが、今後、感染力が 2 倍となった場合にも対応できる体制を構築するため、独立行政法人国立病院機構法(平成 14 年法律第 191 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、貴殿に対し、下記のとおり協力を求めます。

つきましては、保健・医療提供体制確保計画を策定中の都道府県と調整し、その結果を踏まえ、対応方針については令和 3 年 10 月 29 日(金)までに、対応の具体的内容については同年 11 月 22 日(月)までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症患者等の最大入院受入数及び確保病床数(人材供給を行った医療機関や臨時の医療施設等の病床数を含む。)について、それぞれ今夏の感染拡大のピーク時と比べ 2 割以上増加させること。
2. 1 の検討は、貴法人の有する施設・設備、人材をできる限り活用するとともに、一般医療の制限等を視野に入れ、行うこと。その際、重症用病床の確

保に特段の配慮をすること。また、病床確保を第一としつつ、特段の事情によりこれが難しい場合には、臨時の医療施設等に対する人材供給を行うこと。

3. 現在、都道府県において策定中の保健・医療提供体制確保計画の策定に最大限協力すること。また、都道府県から即応病床化の要請があった場合にはできる限り速やかに対応するとともに、新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、できる限り対応し、正当な理由なく断らないこと。

(参考) 独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)(抄)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十一条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十五条第一項第一号又は第二号の業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

- 2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

厚生労働省発医政 1019 第 3 号

令和 3 年 10 月 19 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

理事長 尾身 茂 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

( 公 印 省 略 )

独立行政法人地域医療機能推進機構法第 21 条第 1 項に基づく要求について

日頃より新型コロナウイルス感染症への対応に格段の御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今夏、感染力の強い変異株の流行により、これまでの想定を上回る規模・スピードでの感染拡大が生じたことを踏まえ、現在、各都道府県等に「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」(令和 3 年 10 月 1 日付け事務連絡)を发出し、更なる体制の強化を依頼したところです。また、今般、「『次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像』の骨格」(令和 3 年 10 月 15 日新型コロナウイルス感染症対策本部)が示され、「今般の保健・医療提供体制確保計画策定時には、国立病院機構法・地域医療機能推進機構法に基づく「要求」をはじめ、大学病院や共済病院などへの要請を含め、公的病院に関する国の権限を発動し、公的病院の専用病床をさらに確保する」こととされたところです。

貴殿におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症対策に、多大なる御協力をいただいている中ではありますが、今後、感染力が 2 倍となった場合にも対応できる体制を構築するため、独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成 17 年法律第 71 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、貴殿に対し、下記のとおり協力を求めます。

つきましては、保健・医療提供体制確保計画を策定中の都道府県と調整し、その結果を踏まえ、対応方針については令和 3 年 10 月 29 日(金)までに、対応の具体的内容については同年 11 月 22 日(月)までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染症患者等の最大入院受入数及び確保病床数(人材供給を行った医療機関や臨時の医療施設等の病床数を含む。)について、それぞれ今夏の感染拡大のピーク時と比べ 2 割以上増加させること。
2. 1 の検討は、貴法人の有する施設・設備、人材をできる限り活用するとともに、一般医療の制限等を視野に入れ、行うこと。その際、重症用病床の確

保に特段の配慮をすること。また、病床確保を第一としつつ、特段の事情によりこれが難しい場合には、臨時の医療施設等に対する人材供給を行うこと。

3. 現在、都道府県において策定中の保健・医療提供体制確保計画の策定に最大限協力すること。また、都道府県から即応病床化の要請があった場合にはできる限り速やかに対応するとともに、新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、できる限り対応し、正当な理由なく断らないこと。

(参考) 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成17年法律第71号)(抄)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十一条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し必要な措置をとることを求めることができる。

- 2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。